

## 国民健康保険出産育児一時金(海外出産)について

出産育児一時金は、出産日に国東市国民健康保険に加入している場合に、支給の対象となります。市役所本庁及び総合支所窓口で「出産育児一時金支給申請書」に下記の書類を添えて申請してください。なお、申請は出産された加入者が帰国後にしてください。

### ① 出産した医療機関で発行された出産費用を証明する書類（明細書と領収書の日本語訳付）

→ 必ず「出産に係る費用」であることが分かるもの。日本語訳はご自身でしたものでも結構です。

### ② 出生証明書（医療機関や領事館で発行されたものの原本。日本語訳付）

→ 医療機関の出生証明書は、担当医や病院長の証明で署名があるもので、分娩者の氏名（フルネーム）及び分娩日が記載されているものが必要です。

→ 日本語訳はご自身でしたものでも結構です。翻訳者の住所、氏名、電話番号を記載し、押印をしてください。

※ 死産、流産の場合・・・死産証明書（医療機関で発行されたもの。日本語訳添付）

→ 医療機関の出生証明書は、担当医や病院長の証明で署名があるもので、分娩者の氏名（フルネーム）及び分娩日が記載されているものが必要です。

→ 日本語訳はご自身でしたものでも結構です。翻訳者の住所、氏名、電話番号を記載し、押印をしてください。

→ 妊娠の証明として母子手帳の原本をお持ちください。

### ③ 出産された加入者のパスポート原本

→ 国東市国民健康保険は、「国東市に住民票があり、かつ、居住実態がある人」に適用されるため、パスポートの「出入国履歴」及び航空券の半券等により居住実態を確認させていただきます。

※ 空港において自動化ゲートを利用された場合は、パスポートに出入国印が押印されないため、自動化ゲートの通過時に出入国印の押印希望を空港職員に申し出てください。なお、出入国印が確認できない場合は、法務省にて出入国記録に係る開示請求書を取り寄せていただく場合があります。（要手数料）

### ④ 調査にかかわる同意書 ※来庁時に窓口でご記入いただきます。

→ 海外の医療機関等に申請内容について調査をする場合があります。

### ⑤ 世帯主の口座がわかる通帳等（出産日現在の世帯主）

→ 世帯主以外の口座へ振り込みを希望される場合は委任状が必要です。

### ⑥ 出産された加入者の国民健康保険被保険者証

→ 有効期間を確認してご持参ください。

## 【その他】

①～⑥がすべて揃っていることを確認のうえ、受付します。

パスポートやビザ、母子手帳等はコピーをとらせていただきます。

申請の期限は、出産した日から2年です。

提出していただいた書類の審査、支給の可否の決定については、時間を要します。

国民健康保険税の支払いが滞っている場合は、納付相談をお願いします。

### ○参考○

国民健康保険の加入対象者については、国民健康保険法第5条に「市町村又は特別区の区域内に住所を有するものは、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」となっています。

通常、「国東市内に住所を有する方」は、国東市の住民基本台帳に登録をしている方になりますが、住民基本台帳に登録をされたまま、実際には他の地域に居住している場合もあります。こうしたケースでは、国東市民とみなさない場合があります。

このように、住民票が国東市に置いたままであっても、居住の実態がない方や、一時的に日本に帰国し、生活の本拠は海外にある方については、国東市の国民健康保険の資格は適用とはなりません。

基本的には、1年以上、日本に居住実態があることが住所を有するものと判断することとなります。(住民票があることが要件となっていません。)